

## 学校感染症による出席停止について

下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法の規定により集団感染を予防する目的で「出席停止」の措置をとることになっております（出席停止の期間は欠席にはなりません）。登校するには、医師からの許可が必要になりますので、下記の治癒証明書にご記入いただき、担任までご提出下さい。

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSウイルスに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属のA型がAウイルスであって、その血清型がH5N1であるものに限る。）	治癒したと医師が認めるまで
第二種 (1)	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、腸チフス・パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、細菌性赤痢、その他の感染症（2）	感染のおそれがないと認めるまで

(1) 病状により医師において感染のおそれがないと認められたときはこの限りではない。

(2) 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）など、感染力の強い感染症は医師および校長が必要と認める場合、出席停止扱いとなります。

H24.4月改訂

### 主治医 殿

ご多忙中恐縮ですが、証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

東京都立竹早高等学校長

### 治 癒 証 明 書

1 生徒氏名 \_\_\_\_\_ ( 年 組 番 ) \_\_\_\_\_

2 病名 \_\_\_\_\_

3 出席停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（治療期間）  
平成 年 月 日より登校を許可します

上記のとおり感染症に罹患していたことを証明します。

平成 年 月 日  
 医療機関名  
 医師氏名

印 \_\_\_\_\_